

健康経営の普及を目指した相互連携に関する覚書

一般社団法人栃木県商工会議所連合会（以下「甲」という。）、栃木県商工会連合会（以下「乙」という。）、栃木県中小企業団体中央会（以下「丙」という。）、一般社団法人栃木県経営者協会（以下「丁」という。）、公益社団法人栃木県経済同友会（以下「戊」という。）と全国健康保険協会栃木支部（以下「己」という。）は、健康経営の普及に関して、「健康長寿とちぎづくり推進条例」の基本理念を踏まえ、相互の協力が可能な分野における連携を推進するため、以下のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

ただし、「健康経営」とは、〔社員の健康を重要な経営資源と捉え、事業主が率先して社員の健康増進に積極的に取り組むことにより、組織の健康と健全な経営を維持していく経営手法〕とする。

（目的）

第1条 本覚書は、甲、乙、丙、丁、戊、己が甲、乙、丙、丁、戊の会員及び己の加入者の健康増進、健康寿命の延伸を図るため相互に連携及び協力し、事業所へ健康経営の普及を推進していくことを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲、乙、丙、丁、戊、己は、前条の目的の達成のため、次に掲げる事項に関して連携及び協力する。なお、実施時期、実施方法その他具体的な実施内容については、甲、乙、丙、丁、戊と己で協議のうえ、別途定めることとする。

- ① 健康診査の受診促進に関すること。
- ② 生活習慣病等の予防と健康づくりに関すること。
- ③ 受動喫煙対策に関すること。
- ④ メンタルヘルス対策に関すること。
- ⑤ その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（守秘義務）

第3条 甲、乙、丙、丁、戊、己は、本覚書に基づく連携・協力事項の検討及び実施により知り得た相手方の個人情報等を、漏洩し、目的外に使用し、相手方の書面による承諾なしに、第三者に開示してはならない。

2 前項の規定は本覚書の有効期間満了後も有効とする。

（覚書の有効期間）

第4条 本覚書の有効期間は、締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間の満了の1ヶ月前までに、甲、乙、丙、丁、戊、己のいずれからも終了の申し出がない場合は、更に1年間有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

（覚書の見直し及び解除）

第5条 甲、乙、丙、丁、戊、己のいずれかが、本覚書の内容の変更又は解除を申し出たときは、協議の上、本覚書の変更又は解除を行うものとする。

（疑義等の決定）

第6条 本覚書に定めのない事項又は本覚書に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲、乙、丙、丁、戊と己間で協議して定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本書を6通作成し、甲、乙、丙、丁、戊、己それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年3月25日

甲 宇都宮市中央3-1-4 栃木県産業会館3階
一般社団法人栃木県商工会議所連合会
会 長 北 村 光 弘

乙 宇都宮市中央3-1-4 栃木県産業会館6階
栃木県商工会連合会
会 長 中 村 彰 太 郎

丙 宇都宮市中央3-1-4 栃木県産業会館3階
栃木県中小企業団体中央会
会 長 瓦 井 利 宗

丁 宇都宮市本町12-11 栃木会館7階
一般社団法人栃木県経営者協会
会 長 青 木 勲

戊 宇都宮市中央3-1-4 栃木県産業会館8階
公益社団法人栃木県経済同友会
筆頭代表理事 板 橋 敏 雄

己 宇都宮市大通り1-4-22 MSC第2ビル1階
全国健康保険協会栃木支部
支 部 長 栗 田 昭 治